

報道機関各位

建設業者等に対する指名停止措置について

山形県競争入札参加資格者名簿に登載されている下記業者に対し、指名停止を行うことを決定し通知しましたので、お知らせします。

記

1 事実概要

セントラルコンサルタント株式会社は、県が令和元年度に委託した耐震補強設計（大口橋、望月橋、狸森橋）において、成果物の引渡し後、当該成果物に重大な過失による瑕疵があることが判明した。なお、契約書に基づき、令和 8 年 7 月 10 日及び 7 月 21 日に損害賠償を請求した。

このことは、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱別表指名停止基準第 2 号（故意又は過失による粗雑工事及び粗雑品の納入）に該当すると認められるので、当該業者に対し、下記により指名停止の措置を行う。

名 称	住 所	業者番号
セントラルコンサルタント 株式会社	東京都中央区晴海 2－5－2 4	B0034004

3 指名停止の期間

令和 8 年 7 月 24 日から令和 8 年 8 月 23 日まで（1 か月）

< 参考 >

山形県競争入札参加資格者指名停止要綱

別表 指名停止基準第 2 号（故意又は過失による粗雑工事及び粗雑品の納入）

指名停止事由
2 県と締結した調達契約の履行に当たり、故意又は過失により建設工事又は調達品等を粗雑にしたと認められるとき。（かしが軽微であると認められるときを除く）

< 問い合わせ先 >

- 案件の詳細に関すること
- 道路整備課 副主幹 田中
電話 023-630-2597
- 措置に関すること
- 建設企画課 課長補佐 黒田
電話 023-630-2630
広報監 県土整備部次長 牧野